

○厚生労働省告示第二百六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人日本食品分析センターについて、次のとおり製品検査の業務の一部休止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

登録検査機関の名称	休止する製品検査の業務	休止の期間
財団法人日本食品分析センター 	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち動物を用いる検査の業務	平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月十六日まで